

## 境港市パブリックコメント実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、境港市みんなでまちづくり条例施行規則（平成19年境港市規則第25号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、パブリックコメントに関して必要な事項を定めることにより、市の施策形成過程において、その主旨や内容を広く市民に公表して意見等を求め、市民から寄せられた意見等を参考にして意思決定を行うことにより、市民の行政活動への参加を促進することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、「パブリックコメント」とは、市の基本的な施策等の策定の過程において、その施策等に関する計画等の趣旨、内容等を広く公表し、これに対して市民等から意見、情報及び専門的な知識（以下「意見等」という。）を求め、当該意見等を考慮して意思決定を行うとともに、当該意見等の概要と当該意見等に対する市の考え方を公表する一連の手続をいう。

2 この要綱において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

3 この要綱において「市民等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内の事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内の学校に在学する者
- (5) 本市に対して納税義務を有するもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、パブリックコメント制度に係る施策等に利害関係を有すると認められるもの

### (対象)

第3条 パブリックコメントの対象は、次に掲げるもののうち、市民生活に広く影響を与えるものとする。

- (1) 市の施策に関する基本的な計画の策定又は改定
- (2) 市政の基本的な方針を定めることを内容とする条例の制定又は改廃
- (3) 市民等に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例（市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認めるもの

### (施策等の公表時期)

第4条 実施機関は、前条各号に該当するもの（以下「施策等」という。）についてパブリックコメントを実施しようとするときは、最終的な意思決定を行う前に、

当該施策等の案を公表するものとする。

(公表方法)

第5条 施策等の案の公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 市ホームページへの掲載

(2) 実施機関が指定する場所での閲覧

2 前項に定めるもののほか、実施機関は、必要に応じ、市報への掲載その他の方法により、市民等への周知に努めるものとする。

(意見等の提出期間)

第6条 実施機関は、前条の規定により施策等の案を公表した日から起算して30日以上の意見等の提出期間を定めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、30日以上意見提出期間を定めることができないやむを得ない理由があるときは、30日を下回る意見提出期間を定めることができる。

(意見等の提出方法)

第7条 意見等は、次に掲げる方法により提出するものとする。

(1) 郵便

(2) ファクシミリ

(3) 電子メール

(4) 実施機関が指定する場所への書面による提出

(5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が適当と認める方法

2 意見等を提出する者は、住所、氏名その他実施機関が必要と認める事項を明らかにしなければならない。

(個人情報保護)

第8条 境港市情報公開条例(平成11年境港市条例第12号)第7条に規定する非開示情報に該当するものは、適正に取り扱うものとする。

(意見等の取扱い)

第9条 実施機関は、第7条の規定により提出された意見等に対する実施機関の考え方を、提出された意見等と併せ次に掲げる方法により公表するものとする。

(1) 市ホームページ

(2) その他実施機関が認める方法

2 提出された意見等に対する個別の回答は行わないものとし、提出された意見等のうち類似の意見等及びこれに対する実施機関の考え方をまとめて公表することができるものとする。

3 実施機関は、提出された意見等を考慮して施策等の策定について意思決定を行うものとする。

(適用除外)

第10条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、パブリックコメントを

実施しないことができる。

- (1) 施策等の策定に当たって、意見聴取等の手続が法令等により定められているとき。
- (2) 附属機関又はこれに準ずる機関において、パブリックコメントに準じた手続を経て策定された報告、答申等に基づいて施策等を策定するとき。
- (3) 施策等の策定に当たって、実施機関の裁量の余地がないと認めるとき。
- (4) 緊急を要するもの又は軽微なものであるとき。

(実施状況の公表)

第11条 市長は、実施機関がパブリックコメントを行っている案件について、その実施状況に関する一覧表を作成し、市ホームページに掲載するものとする。

2 前項の一覧表には、案件名、募集期間及び問い合わせ先を明記するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、パブリックコメント制度について必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱は、施行の日以後に実施機関が行う計画等の立案について適用し、施行の際既に立案過程にある計画等については、この要綱の規定は適用しない。ただし、実施機関において必要があると認めるときは、この要綱の規定に準じた手続を実施するものとする。